# 令和2年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等 に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

## 1 養介護施設従事者による高齢者虐待についての対応状況

#### (1) 相談·通報対応件数(表1)

令和2年度、都内で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、205件であった。令和元年度は237件であり、32件(13.5%)減少した。

## 表 1 相談・通報件数

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
件数	205	237	209	167	151
増減	-32 (-13.5%)	28 (13.4%)	42 (25.1%)	16 (10.6%)	42 (38.5%)

## (2) 相談 · 通報者 (表2)

相談・通報者の内訳は「当該施設職員」が 27.0%と最も多く、次いで「施設・事業所の管理者」が 16.6%、「家族・親族」が 15.4%であった。

### 表 2 相談·通報者内訳(複数回答)

	本人による届出	家族•	当該施設職員	当該施 設元職 員	施設・ 事業所 の管理 者	医療機 関従事 者(医 師か)	介護支 援専門 員	介護相 談員	地域包 括支ン ター 員	警察	その他	不明 (匿名を 含む)	合計
件数	2	37	65	26	40	11	2	1	11	3	32	11	241
構成 割合 (%)	0.8	15.4	27.0	10.8	16.6	4.6	0.8	0.4	4.6	1.2	13.3	4.6	_

<sup>※ 1</sup>件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計 件数は相談・通報件数 205 件と一致しない。

#### (3) 事実確認の状況 (表3~表5)

令和2年度において、「事実確認を行った事例」は196件、「事実確認を行わなかった 事例」は46件であった。「事実確認を行った事例」のうち、「虐待の事実が認められた 事例」が68件、「事実が認められなかった事例」が85件、「判断に至らなかった事例」が43件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の46件について、明らかに「虐待ではなく調査不要と判断した」が4件、「調査を予定している又は検討中の事例」が17件、「その他」が25件であった。

<sup>※</sup> 構成割合は、相談・通報者の合計人数 241 人に対するもの。

表3 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち調査対 象年度内に 通報・相談)	(うち調査対 象年度前に 通報・相談)	割合(%)
事実確認調査を行った事例	196	(163)	(33)	(81.0)
事実が認められた	68	(54)	(14)	[28.1]
事実が認められなかった	85	(73)	(12)	[35.1]
判断に至らなかった	43	(36)	(7)	[17.8]
事実確認調査を行っていない事例	46	(42)	(4)	(19.0)
虐待ではなく調査不要と判断した	4	(4)	(0)	[1.7]
調査を予定している又は検討中の事例	17	(16)	(1)	[7.0]
都道府県へ調査を依頼	0	(0)	(0)	[0.0]
その他	25	(22)	(3)	[10.3]
슴計	242	(205)	(37)	100

## 表 4 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	51	10	6	22	28	13	13	53	196

## 表 5 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	3	0	0	2	6	5	0	52	68

## (4) 虐待の発生要因(表6)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」、「倫理観や理念の欠如」、「職員のストレスや感情のコントロールの問題」、「人員不足や人員配置の問題及び関連する忙しさ」であった。

表6 虐待の発生要因(複数回答)

内容	件数	構成割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	35	51.5
職員のストレスや感情コントロールの問題	11	16.2
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等	23	33.8
人員不足や人員配置の問題及び関連する忙しさ	9	13.2
倫理観や理念の欠如	12	17.6
虐待を行った職員の性格や資質の問題	9	13.2
その他	3	4.4

(構成割合に間違いがありましたので、令和4年9月22日修正にしました。)

#### (5) 過去の指導等(表7)

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は13.2%、過去に何らかの指導等が行われていた割合は26.5%であった。

#### 表7 当該施設等への過去の指導等の有無

	件数	構成割合(%)
当該施設等における過去の虐待あり	9	13.2%
当該施設等に対する過去の指導等あり	18	26.5%

#### (6) 虐待の事実が認められた事例の件数(表8)

事実確認調査の結果、区市町村から都道府県へ報告があり、「虐待の事実が認められた」ものが 68 件であった。

#### 表8 虐待の事実が認められた事例件数

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
件数	68	73	65	54	43	27
増減	-5 (-6.8%)	8 (12.3%)	11 (20.4%)	11 (25.6%)	16 (59.3%)	-3 (-10.0%)

#### (7) 施設・事業所の種別 (表9)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が29.4%で最も多く、次いで「(介護付き) 有料老人ホーム」が25.0%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が20.6%の順であった。

## 表9 当該施設・事業所の種別

	特別養護 老人ホー ム	介護老人 保健施設	応型共同	(住宅型) 有料老人 ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	小規模多 機能型居 宅介護等	軽費老人ホーム	短期入所 施設	訪問介護 等	通所介護 等	居宅介護 支援等	合計
件数	20	3	14	2	17	1	1	1	5	3	1	68
構成割合(%)	29.4	4.4	20.6	2.9	25.0	1.5	1.5	1.5	7.4	4.4	1.5	_

#### (8) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 10 件を除く 58 件の事例を 対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合がある ため、58 件の事例において特定された被虐待高齢者の総数は 91 件であった。

#### ア 虐待の種別 (表 10)

虐待の種別(複数回答)は「身体的虐待」が60.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が41.8%、「介護等放棄」が18.7%、「性的虐待」が5.5%、「経済的虐待」が3.3%であった。

表 10 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	55	17	38	5	3	118
構成割合(%)	60.4	18.7	41.8	5.5	3.3	-

<sup>※ 1</sup>件の事例に対し複数の被虐待高齢者及び複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者の実人数91件と一致しない。

### イ 身体的虐待に該当する身体拘束の有無(表11)

被虐待高齢者 91 人のうち、「身体拘束あり」が 31.9%、「身体拘束なし」が 68.1%であった。

## 表 11 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束あり	身体拘束なし	合計		
29 人 (31.9%)	62 人(68.1%)	91 人(100.0%)		

#### ウ 虐待の程度(深刻度)(表12)

5段階評価で最も軽い「深刻度1」(生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等)が41.8%である一方、最も重い「深刻度5」(生命・身体・生活に関する重大な危険)は4.4%であった。

## 表 12 虐待の程度 (深刻度)

	人数	構成割合(%)
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	38	41.8
2	21	23.1
3-生命・身体・生活に著しい影響	26	28.6
4	2	2.2
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	4	4.4
合計	91	_

#### (9)被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害 高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)について集計した。

## ア 性別 (表 13)

「男性」が30.8%、「女性」が69.2%と、全体の約7割が女性であった。

<sup>※</sup> 構成割合は、被虐待者の実人数91人に対するもの。

表 13 被虐待高齢者の性別

	男	女	合計
人数	28	63	91
構成割合(%)	30.8	69.2	_

## イ 年齢 (表 14)

「不明」を除き、「85~89 歳」が26.4%と最も多く、次いで「90~94 歳」が25.3%、 「75~79歳」が12.1%、「80~84歳」が9.9%であった。

表 14 被虐待高齢者の年齢

	65歳 未満 障害者	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85~89 歳	90~94 歳	95~99 歳	100歳 以上	不明	合計
人数	2	1	1	11	9	24	23	5	2	13	91
構成割合(%)	2.2	1.1	1.1	12.1	9.9	26.4	25.3	5.5	2.2	14.3	_

## ウ 要介護状態区分等(表15~表17)

「要介護4」が34.1%と最も多く、次いで「要介護5」が23.1%、「要介護2」が14.3% の順であった。「要介護3以上」は70.3%を占めた。

また、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は73.6%、要介護認定者のうち障害高齢者の 日常生活自立度(寝たきり度)A以上の者は47.2%であった。

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	5	5.5
要介護2	13	14.3
要介護3	12	13.2
要介護4	31	34.1
要介護5	21	23.1
不明	9	9.9
合計	91	_

表 15 要介護者認定者の要介護状態区分 表 16 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	2	2.2
自立度 I	3	3.3
自立度Ⅱ	11	12.1
自立度Ⅲ	25	27.5
自立度Ⅳ	12	13.2
自立度M	1	1.1
認知症はあるが自立度不明	18	19.8
認知症の有無が不明	19	20.9
合 計	91	-
自立度Ⅱ以上(再掲)	(67)	(73.6)
>V[5-1-8-90] (TH) 1-11 [376		5 4 K Z III - 3 6 5

※「自立度Ⅱ以上(再掲)」には、「認知症はあるが自立度不明」を含む。

表 17 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数	構成割合(%)
自立	2	2.2
J	6	6.7
A	12	13.5
В	19	21.3
С	11	12.4
不明	39	43.8
合計	89	100
日常生活自立度(寝たきり度)A以上(再掲)	(42)	(47.2)

## (10) 虐待を行った要介護施設従事者等(虐待者)の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 11 件を除く 57 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、57 件の事例において特定された虐待者の総数は 81 人であった。

## ア 年齢 (表 18)

「不明」を除き、「30~39 歳」が 21.0%と最も多く、「60 歳以上」が 17.3%、「50~59 歳」が 14.8%、「40~49 歳」が 13.6%、「30 歳未満」が 8.6%であった。

表 18 虐待者の年齢

	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	7	17	11	12	14	20	81
構成割合 (%)	8.6	21.0	13.6	14.8	17.3	24.7	_

## イ 職種 (表 19)

「介護職員」が 88.9%、「管理職」が 3.7%、「経営者・開設者」が 2.5%、「施設長」が 1.2%であった。

表 19 虐待者の職種

	△#啦	(内訳)		<b>手</b>	佐田啦	+∕⊏≑n. E	経営者・	その他	Δ <del>=</del> 1	
	介護職	介護福祉士	介護福祉士 以外	資格不明	看護職	管理職	施設長	開設者	その他	合計
人数	72	(8)	(12)	(52)	0	3	1	2	3	81
構成割合 (%)	88.9	(11.1)	(16.7)	(72.2)	0.0	3.7	1.2	2.5	3.7	_

## ウ 性別 (表 20)

「男性」が54.3%、「女性」が45.7%であった。

表 20 虐待者の性別

	男性    女性		不明	合計
人数	44	37	0	81
構成割合(%)	54.3	45.7	0.0	-

## (11) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 21~表 24)

区市町村が、虐待の事実を認めた事例84件(令和元年度以前に虐待と認定して令和2年度に対応した16件を含む。)について行った対応は次のとおりである。

区市町村による指導等(複数回答)は「施設等に対する指導」が75件、「改善計画 提出依頼」が72件、「虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導」が43件であった。

表 21 区市町村による指導等(複数回答)

	件数
施設等に対する指導	75
改善計画提出依頼	72
虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導	43

区市町村が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が15件、「改善勧告」が9件、「改善命令」が6件、「指定の効力の全部又は一部停止」が2件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、 立入検査」が6件、「改善命令」が6件であった。

表 22 区市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使(複数回答)

	件数
報告徴収、質問、立入検査	15
改善勧告	9
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	6
指定の効力の全部又は一部停止	2
指定取消	0

<sup>※ 1</sup>件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合(報告徴収当、改善勧告、公表、命令、停止、取消)には 複数計上している。

## 表 23 区市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使(複数回答)

	件数
報告徴収、質問、立入検査	6
改善命令	6
事業の制限、停止、廃止	0
認可取消	0

※ 1件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合(報告徴収当、改善勧告、公表、命令、停止、取消)には 複数計上している。

当該施設における改善措置(複数回答)としては、区市町村への「改善計画の提出」が55件、「老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応」が2件であった。

## 表 24 当該施設等における改善措置(複数回答)

	件数
施設等からの改善計画の提出	55
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	2
その他	1

## 2 養護者による高齢者虐待についての対応状況

#### (1) 相談·通報対応件数(表 25)

令和2年度、都内で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、 4,074件であった。令和元年度は4,136件であり、62件(1.5%)減少した。

#### 表 25 相談 · 通報件数

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
件数	4, 074	4, 136	3, 759	3, 587	3, 243
増減	-62 (-1.5%)	377 (10.0%)	172 (4.8%)	344 (10.6%)	187 (6.1%)

## (2) 相談·通報者(表 26)

「介護支援専門員」の割合が 31.2% と最も多く、次いで「警察」が 15.4%、「家族・親族」が 9.5%であった。

#### 表 26 相談·通報者(複数回答)

		介護保 険事業 所職員		近隣住 民·知 人	民生委 員	被虐待者本人	家族•	虐待者 自身	当該市 町村行 政職員	警察	その他	不明	合計
人数	1,330	320	264	192	39	306	406	104	354	657	286	2	4,260
構成 割合 (%)	31.2	7.5	6.2	4.5	0.9	7.2	9.5	2.4	8.3	15.4	6.7	0.0	-

<sup>※ 1</sup>件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は相談・通報件数 4,074 件と一致しない。

#### (3) 事実確認の状況 (表 27~表 29)

令和2年度において、「事実確認調査を行った事例」は4,095件、「事実確認調査を行っていない事例」は112件であった。「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は10件であり、「訪問調査を行った事例」が3,159件、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が926件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の112件について、明らかに「虐待ではなく調査不要と判断した」が52件、「調査を予定している又は検討中の事例」が60件であった。

<sup>※</sup> 構成割合は、相談・通報者の合計人数 4,260 人に対するもの。

表 27 事実確認の実施状況

		件数	(うち調査対象 年度内に通 報・相談)	(うち調査対象 年度以前に通 報・相談)	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例		4,095	3,964	131	97.3
	立入調査以外の方法により調査を行った事例	4,085	3,954	131	(97.1)
	訪問調査を行った事例	3,159	3063	96	[75.1]
	関係者からの情報収集のみで調査を行った 事例	926	891	35	[22.0]
	立入調査により調査を行った事例	10	10	0	(0.2)
	警察が同行した事例	9	9	0	[0.2]
	警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0	0	[0.0]
	援助要請をしなかった事例	1	1	0	[0.0]
事	実確認調査を行っていない事例	112	110	2	2.7
	相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	52	52	0	(1.2)
	相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	60	58	2	(1.4)
	슴 計	4,207	4,074	133	100.0

## 表 28 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	2,131	457	208	415	248	86	44	90	3,679

## 表 29 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	801	216	136	322	362	195	124	252	2,408

## (4) 事実確認調査の結果 (表 30、表 31)

事実確認の結果、区市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は、2,770件であった。令和元年度は2,842件であり、72件(2.5%)減少した。

## 表 30 事実確認調査の結果

	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	2,770	67.6
虐待ではないと判断した事例	641	15.7
虐待の判断に至らなかった事例	684	16.7
合 計	4,095	_

表 31 虐待を受けた又は受けたと判断した事例

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
件数	2, 770	2, 842	2, 786	2, 728	2, 431
増減	-72 (-2.5%)	56 (2.0%)	58 (2.1%)	297 (12. 2%)	12 (0.5%)

## (5) 虐待の発生要因 (表 32)

虐待が発生した要因として、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」(56.9%)、被虐待者の「認知症の症状」(56.6%)、虐待者の「性格や人格(に基づく言動)」(54.5%)、虐待者の「被虐待者との虐待発生までの人間関係」(49.2%)、虐待者の「知識や情報の不足」(47.4%)等が挙げられていた。

## 表 32 虐待の発生要因(複数回答)

		件数	構成割合(%)
	a) 介護疲れ・介護ストレス	1,577	56.9
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	1,152	41.6
	c) 孤立·補助介護者の不在等	896	32.3
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	229	8.3
_	e) 知識や情報の不足	1,313	47.4
虐待	f) 理解力の不足や低下	1,130	40.8
者	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	543	19.6
側の	h) 障害·疾病	860	31.0
要	i) 精神状態が安定していない	1,246	45.0
因	j) 性格や人格(に基づく言動)	1,509	54.5
	k) ひきこもり	261	9.4
	1) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	1,364	49.2
	m) 飲酒	268	9.7
	n) ギャンブル	47	1.7
	o) その他	160	5.8
	a) 認知症の症状	1,568	56.6
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	864	31.2
虐待	c) 身体的自立度の低さ	1,194	43.1
者	d) 排泄介助の困難さ	739	26.7
の状	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	376	13.6
	f) 性格や人格(に基づく言動)	867	31.3
	g) その他	121	4.4

		件数	構成割合(%)
	a) 経済的困窮(経済的問題)	861	31.1
家庭	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	425	15.3
の	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	728	26.3
要因	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	548	19.8
	e) その他	86	3.1
そ	a) ケアサービスの不足の問題	696	25.1
の	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	134	4.8
他	c) その他	38	1.4

以下、虐待判断事例件数、2,770件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及 び虐待への対応事例等について集計を行った。

なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 2,770件に対し、被虐待高齢者人数は 2,829人であった。

## (6) 虐待の内容

## ア 虐待の種別 (表 33)

養護者による被虐待高齢者の総数 2,829 人のうち、「身体的虐待」の割合が 61.5%と 最も多く、次いで「心理的虐待」が 46.7%、「介護等放棄」が 22.9%、「経済的虐待」が 14.4%、「性的虐待」が 0.5%であった。

#### 表 33 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	1,741	647	1,322	13	406	4,129
構成割合(%)	61.5	22.9	46.7	0.5	14.4	_

<sup>※ 1</sup>件の事例に対し複数の被虐待高齢者及び複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者の実人数 2,829 件と一致しない。

#### イ 虐待の程度(深刻度)(表34)

5段階評価で「深刻度3」(生命・身体・生活に著しい影響)が34.6%と最も多く、次いで「深刻度1」(生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等)が26.4%であった。一方、最も重い「深刻度5」(生命・身体・生活に関する重大な危険)は8.9%であった。

<sup>※</sup> 構成割合は、被虐待者の実人数 2,829 人に対するもの。

表 34 虐待の程度 (深刻度)

	人数	構成割合(%)
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	747	26.4
2	626	22.1
3-生命・身体・生活に著しい影響	979	34.6
4	225	8.0
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	252	8.9
合計	2,829	_

## (7)被虐待高齢者の状況

## ア 性別及び年齢 (表 35、表 36)

性別では「男性」が 25.9%、「女性」が 74.1%と「女性」が全体の約7割を占めていた。年齢階級別では、「80~84歳」が 26.2%と最も多かった。

表 35 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	731	2,097	1	2,829
構成割合(%)	25.9	74.1	0.0	1

表 36 被虐待高齢者の年齢

	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上	不明	合計
人 数	180	333	537	742	624	413	0	2,829
構成割合(%)	6.4	11.8	19.0	26.2	22.1	14.6	0.0	_

## イ 被虐待高齢者の要介護認定の状況 (表 37)

被虐待高齢者 2,829 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 72.4% (2,048 人) と、7 割以上が要介護認定者であった。「未申請」の者は、23.0% (650 人)であった。

表 37 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	650	23.0
申請中	109	3.9
認定済み	2,048	72.4
認定非該当(自立)	20	0.7
不明	2	0.1
合計	2,829	-

## ウ 要介護状態区分等(表38~表41)

要介護認定者 2,048 人における要介護状態区分は、「要介護 1 」が 25.9%と最も多く、 次いで「要介護2」が19.6%、「要介護3」が17.3%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は72.8%(被虐待 高齢者全体(2,829人)の52.7%)、要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度(寝 たきり度) A以上の者は68.8%であった。

	人数	構成割合(%)
要支援 1	145	7.1
要支援 2	143	7.0
要介護 1	530	25.9
要介護 2	401	19.6
要介護 3	354	17.3
要介護 4	314	15.3
要介護 5	161	7.9
不明	0	0.0
合 計	2,048	ı
要介護3 以上(再掲)	(829.0)	(40.5)

表 38 要介護者認定者の要介護状態区分 表 39 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	170	8.3
自立度 I	342	16.7
自立度Ⅱ	689	33.6
自立度Ⅲ	557	27.2
自立度Ⅳ	149	7.3
自立度M	29	1.4
認知症はあるが自立度不明	66	3.2
認知症の有無が不明	46	2.2
合 計	2,048	_
自立度Ⅱ以上(再掲)	(1490)	(72.8)

<sup>※「</sup>自立度Ⅱ以上(再掲)」には、「認知症はあるが自立度不明」を含む。

## 表 40 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数	構成割合(%)
自立	63	3.1
J	472	23.0
A	807	39.4
В	431	21.0
С	172	8.4
不明	103	5.0
合計	2,048	_
日常生活自立度(寝たきり度)A以上(再掲)	(1410)	(68.8)

## 表 41 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	構成割合(%)
介護サービスを受けている	1,644	80.3
過去受けていたが判断時点では受けていない	66	3.2
過去も含め受けていない	330	16.1
不明	8	0.4
合計	2,048	_

## (8) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

#### ア 被虐待高齢者における虐待者と同居・別居の状況 (表 42)

虐待者とのみ同居している被虐待高齢者が55.8%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が31.2%であり、87.0%の被虐待者高齢者が虐待者と同居していた。

#### 表 42 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者とのみ 同居	虐待者及び 他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計	
人 数	1,578	884	346	19	2	2,829	
構成割合(%)	55.8	31.2	12.2	0.7	0.1	_	

## イ 被虐待高齢者の家族形態(表 43)

未婚の子と同居している被虐待高齢者が40.6%と最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐待高齢者が21.7%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が12.0%、子夫婦と同居している被虐待高齢者が9.5%の順であった。

## 表 43 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ 世帯	未婚の子 と同居	配偶者と離別・ 死別等した子 と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人 数	226	613	1,148	339	268	232	3	2,829
構成割合 (%)	8.0	21.7	40.6	12.0	9.5	8.2	0.1	_

<sup>※</sup> 未婚の子とは配偶者がいたことのない子を指す。

#### ウ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄(表 44)

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 37.0%と最も多く、次いで「娘」が 23.2%、「夫」が 18.7%の順であった。

なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数 2,770件に対する虐待者の総数は 2,985人であった。

## 表 44 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人 数	557	230	1,104	693	63	37	82	83	134	2	2,985
構成割合 (%)	18.7	7.7	37.0	23.2	2.1	1.2	2.7	2.8	4.5	0.1	-

#### エ 虐待者の年齢(表45)

虐待者の年齢は「 $50\sim59$  歳」が28.7%と最も多く、次いで「 $40\sim49$  歳」が16.4%、 $60\sim69$  歳(「 $60\sim64$  歳」と「 $65\sim69$  歳」の合計)が14.4%、 $70\sim79$  歳(「 $70\sim74$  歳」と「 $75\sim79$  歳」の合計)が14.3%の順となっている。

表 45 虐待者の年齢

	20歳 未満	20~ 29歳	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳		65~ 69歳	70~ 74歳	75~ 79歳	80~ 84歳	85 <b>~</b> 89歳	90歳 以上	不明	合計
人数	9	46	138	489	857	251	179	204	224	229	151	44	164	2,985
構成割合(%)	0.3	1.5	4.6	16.4	28.7	8.4	6.0	6.8	7.5	7.7	5.1	1.5	5.5	_

## (9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

#### ア 分離の有無(表 46)

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 60.0%を占めた。一方、「虐待者からの分離を行った事例」は 22.0%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 11.7%であった。

表 46 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	958	22.0
被虐待者と虐待者を分離していない事例	2,615	60.0
現在対応について検討・調整中の事例	75	1.7
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居,入院,入所等)	510	11.7
その他	197	4.5
合計	4,355	_

<sup>※</sup> 虐待への対応には、令和元年度以前に虐待と認定して令和2年度に対応した1,526人を含むため、合計人数は令和2年度の虐待判断事例における被虐待高齢者2,829人と一致しない。

#### イ 分離を行った事例の対応(表 47)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が37.6%と最も多く、次いで、「医療機関への一時入院」が20.5%、「緊急一時保護」が12.1%、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が11.5%の順であった。

また、「面会の制限を行った事例」は「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等に よる措置」を行った事例で82人と最も多かった。

表 47 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	構成割合	面会制限を 行った事例 (内数)
契約による介護保険サービスの利用	360	37.6	53
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	110	11.5	82
緊急一時保護	116	12.1	70
医療機関への一時入院	196	20.5	27
上記以外の住まい・施設等の利用	101	10.5	27
虐待者を高齢者から分離(転居等)	41	4.3	3
その他	34	3.5	10
合計	958	-	272

## ウ 分離していない事例の対応の内訳(表 48)

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 55.3%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 27.1% であった。

表 48 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	人数	構成割合(%)
養護者に対する助言・指導	1,447	55.3
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	65	2.5
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	203	7.8
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	709	27.1
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	95	3.6
その他	558	21.3
経過観察(見守り)	505	19.3
合計	3,582	_

<sup>※</sup> 構成割合は、分離していない事例における被虐待者の人数 2,615 人に対するもの。

#### エ 権利擁護に関する対応 (表 49)

成年後見制度の利用については、「利用開始済」が 152 人、「利用手続き中」が 121 人であり、これらを合わせた 273 人のうち、区市町村申し立ての事例は 180 人 (65.9%) であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用開始」は44人であった。

表 49 権利擁護に関する対応

		人数
a)	成年後見制度利用開始済	152
b)	成年後見制度利用手続き中	121
	上記a,bのうち市町村長申し立ての事例	180
	上記a,bのうち市町村長申し立てではない事例	93
B	常生活自立支援事業利用開始	44

<sup>※</sup> 複数回答のため、回答数の合計は分離していない事例における被虐待高齢者 2,615 人と一致しない。

# 3. 区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

区市町村における高齢者虐待対応のための体制整備等について、令和2年度末の状況の調査結果を表50に示す。

表 50

		R2実施済み	R2未実施	(参考)R1実施済み
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調査対象年度中)	市町村数	55	7	58
	構成割合(%)	88.7	11.3	93.5
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関 する研修 (調査対象年度中)	市町村数	48	14	49
	構成割合(%)	77.4	22.6	79.0
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、 住民への啓発活動 (調査対象年度中)	市町村数	45	17	47
	構成割合(%)	72.6	27.4	75.8
居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について 周知 (調査対象年度中)	市町村数	48	14	50
	構成割合(%)	77.4	22.6	80.6
介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知 (調査 対象年度中)	市町村数	47	15	48
	構成割合(%)	75.8	24.2	77.4
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	市町村数	51	11	51
	構成割合(%)	82.3	17.7	82.3
民生委員、住民、社会福祉協議会等から	市町村数	55	7	48
なる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	構成割合(%)	88.7	11.3	77.4
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サー	市町村数	45	17	34
ビス介入支援ネットワーク」の構築への取組	構成割合(%)	72.6	27.4	54.8
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門	市町村数	48	14	37
機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	構成割合(%)	77.4	22.6	59.7
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように 役所・役場内の体制強化	市町村数	52	10	53
	構成割合(%)	83.9	16.1	85.5
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた 中核機関の立ち上げ・体制整備	市町村数	42	20	39
	構成割合(%)	67.7	32.3	62.9
高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請	市町村数	45	17	46
等に関する警察署担当者との協議	構成割合(%)	72.6	27.4	74.2
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室	市町村数	52	10	50
確保のための関係機関との調整	構成割合(%)	83.9	16.1	80.6
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困 窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	市町村数	45	17	39
	構成割合(%)	72.6	27.4	62.9
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健 所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等	市町村数	47	15	40
	構成割合(%)	75.8	24.2	64.5
  虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	56	6	55
	構成割合(%)	90.3	9.7	88.7
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	54	8	53
	構成割合(%)	87.1	12.9	85.5
終結した虐待事案の事後検証について	市町村数	34	28	
中で中国してに下い。	構成割合(%)	54.8	45.2	_